

申請期限

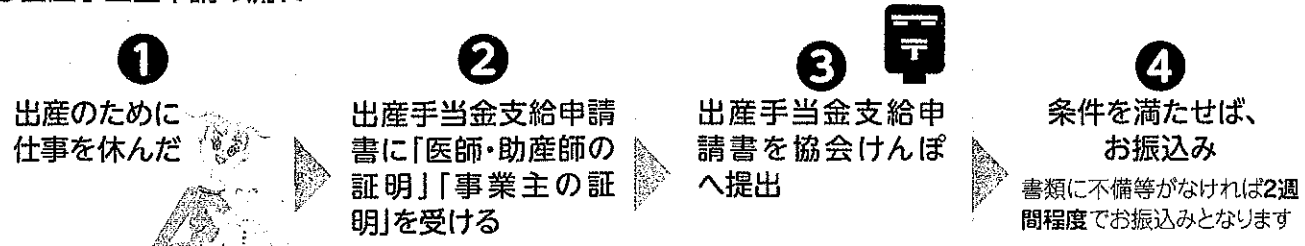
出産のため休んだ日ごとに、その翌日から2年以内

出産のため 仕事を休んだとき

出産手当金とは？

被保険者がご自身の出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活保障です。

●出産手当金申請の流れ

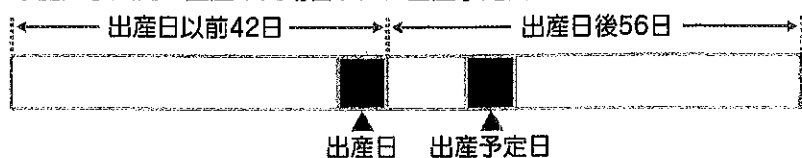


どの期間について申請できるの？

申請可能期間は、「出産日（出産が予定日より遅れた場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）」から、「出産日後56日目」までの範囲です。

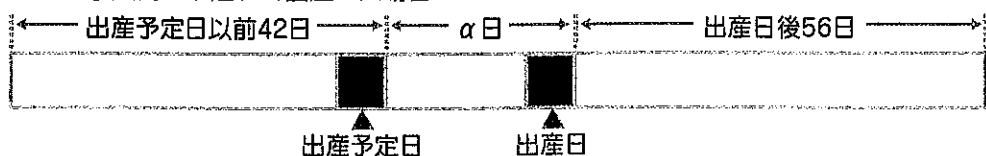
また、出産が予定日より遅れた場合、予定日と出産日の間についても出産手当金が支給されます。

●出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合

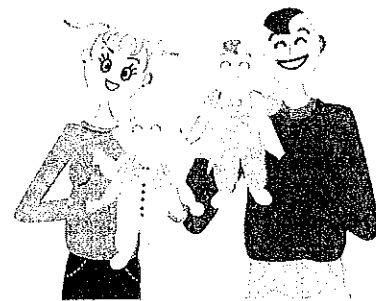


申請可能期間 → 42日(多胎妊娠98日) + 56日

●出産予定日より遅れて出産した場合



申請可能期間 → 42日(多胎妊娠98日) + α日 + 56日



支給額の計算方法は？

$$\text{1日当たりの金額} = \frac{\text{支給開始日の以前12ヵ月間の標準報酬月額を平均した額}}{30日} \times \frac{2}{3}$$

※支給開始日以前の期間が12ヵ月に満たない場合は、「支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額」と「28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）」を比べて、少ない方の額を使用して支給します。
※手当などを兼ね一部でも給与を受けた場合、その分は減額となります。

出産手当金と傷病手当金との調整について

出産手当金を支給する期間に、傷病手当金を申請する場合、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

※出産手当金の方が高いまたは同額のときは、出産手当金のみ支給します。

退職後など資格喪失した後に出産手当金を受けることはできるの？

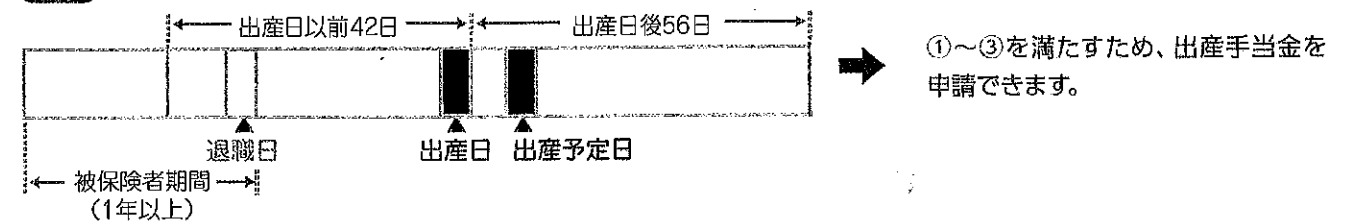
下記の①～③の要件を満たす場合のみ、退職等による資格喪失後、引き続き出産手当金を申請できます。

※申請書には「在職時」の保険証の記号・番号をご記入ください。

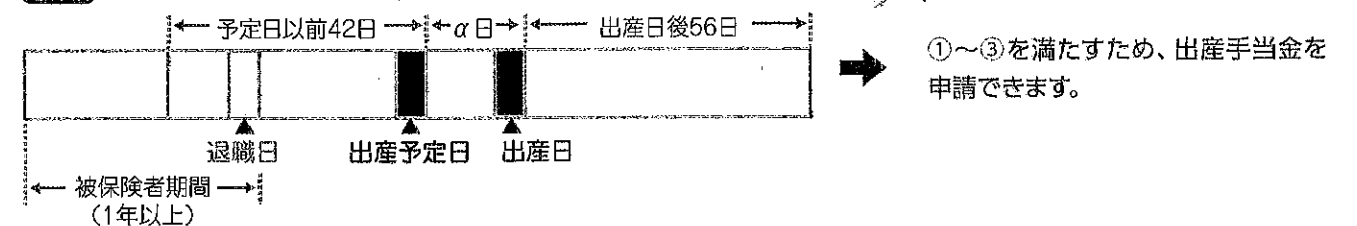
- ①退職日までに、1年以上継続して被保険者であること
- ②退職日に出勤していないこと(有休でも問題ありません)
- ③出産日(出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日より後の期間中に退職していること

●「資格喪失後の出産手当金の請求」に関する例

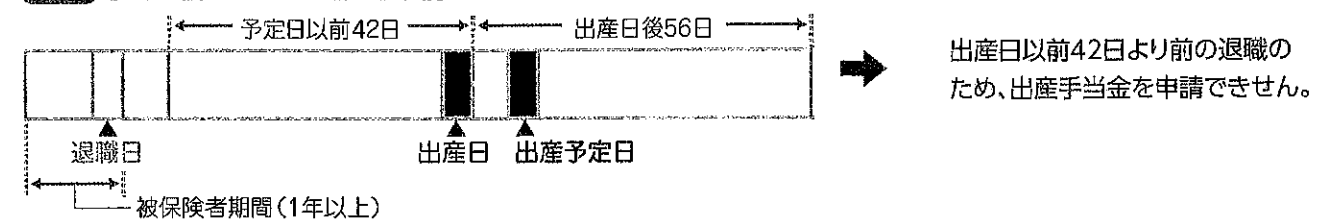
例1 予定日前に出産し、出産日以前42日より後に退職している場合(被保険者期間が1年以上の場合)



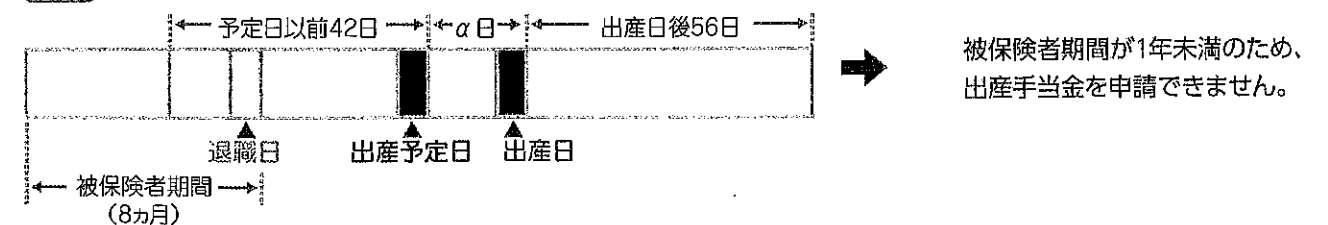
例2 予定日より遅れて出産し、予定日以前42日より後に退職している場合(被保険者期間が1年以上の場合)



例3 予定日前に出産し、出産日以前42日より前に退職している場合(被保険者期間が1年以上の場合)



例4 予定日より遅れて出産し、予定日以前42日より後に退職しているが、被保険者期間が1年未満の場合



申請方法は？

「出産手当金支給申請書」に「医師・助産師による証明」、「事業主証明(勤務状況・給与支払状況)」を受けただうえで、協会けんぽへご提出ください。

また、下記の場合は、該当する書類を添付してください。

支給開始日以前の12ヵ月以内に
転職等があった場合

以前の各事業所の名称、所在地および各事業所で使用されていた期間等がわかる書類(所定の形式に協会けんぽでの健康保険の加入履歴(任意継続被保険者を含む)を記入していただくこととなります)